

自主的避難等対象区域（いわき市）から県外に避難し、一時帰還したものの、再び県外に避難した申立人ら（母、未成年の長女、二女及び三女並びに長女の子2名（平成24年及び平成29年出生））について、二女及び三女の就学の状況や長女の子1名が出生したこと等を考慮して、平成24年1月から平成25年3月までの避難雑費の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和○年（東）第○号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、同X2、同X3、同X4、同X5、及び同X6（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（ただし、下記の対象期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

避難雑費（平成24年1月1日ないし平成25年3月31日）

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目及び対象期間に対する和解金として金900,000円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の対象期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年11月12日

(仲介委員 玉越 浩美)